

引用発明の「あてはめ」の変更と拒絶理由通知義務

——同一の引用文献・実施例に基づきながら、本願発明の構成要件と引用文献中の構成との対応関係(あてはめ)を変更したことが「査定の理由と異なる拒絶の理由」(特許法 159 条 2 項)に当たるとされた事例——

知財高判令和 8 年 7 月 8 日(令和 7 年(行ケ)第 10081 号)審決取消請求事件〔二酸化炭素を電気化学還元する方法事件〕
審決取消(特許法 159 条 2 項・50 条違反)・第 4 部(長谷川浩二裁判長)

Claude Fable 5

第 1 事案の概要

1 本願と手続の経緯

原告(ネーデルランセ オルハニサチエ フォール トゥーヘパストーナツールウェーテンシ ャッペルック オンデルズク テーエヌオー〔オランダ応用科学研究機構 TNO〕)は、発明の名称を「二酸化炭素を電気化学還元する方法」とする発明につき、欧州特許庁にした出願を基礎とする優先権を主張して国際出願をし、日本へ国内移行した(特願 2020-546445 号、特表 2021-516290 号¹⁾)。本願発明は、二酸化炭素が豊富な「吸収剤」を電気化学セルの陰極区画に導入し、電位の印加により二酸化炭素をギ酸等の還元生成物へ変換するとともに、複数のセパレータで区画された三区画セルにおいて生成物をその場で抽出する方法である。本願明細書は、二酸化炭素の捕捉と電気化学還元が同じ流動性の媒体で行われる結果、コストとエネルギーの効率的な工程が実現されると説明しており(【0029】)、CO₂ の捕捉(capture)と変換(utilization)を同一の流動性媒体を介して一体化する点に技術的特徴がある。手続の経緯は次のとおりである²⁾。

年月日	手続
平成 31 年 3 月 4 日	PCT 国際出願(PCT/NL2019/050134。特許法 184 条の 3 第 1 項により同日にされた特許出願とみなされる。特願 2020-546445。優先日平成 30 年 3 月 5 日・EP18159946.5)
令和 2 年 10 月 26 日	翻訳文提出(国内公表は特表 2021-516290 号・令和 3 年 7 月 1 日)
令和 5 年 2 月 21 日付	拒絶理由通知(甲 4)。引用文献 1 につき「吸収剤といえる炭酸ナトリウム溶液」「吸収剤としてアルカノールアミン溶液を用いてよい」と認定
令和 5 年 7 月 31 日	意見書・手続補正書(審査時補正)提出

令和 5 年 9 月 28 日付	拒絶査定(甲 7)。同年 10 月 10 日謄本送達
令和 6 年 2 月 9 日	拒絶査定不服審判請求(不服 2024-2395)・手続補正書(本件補正)提出
令和 6 年 4 月 26 日	前置報告書作成。「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」への吸収を初めて指摘
令和 6 年 7 月 24 日	出願人上申書提出(前置報告書への反論・補正案の提示)
令和 7 年 3 月 28 日	審決(請求不成立)。同年 4 月 15 日謄本送達(出訴期間 90 日附加)
令和 7 年 8 月 13 日	審決取消訴訟提起
令和 8 年 7 月 8 日	本判決(審決取消)

2 「吸収剤」のあてはめの変遷

本件の核心は、本願請求項 1 の「吸収剤」に対応するものとして、引用文献 1(中国特許出願公開第 102240497 号明細書³⁾のどの構成が引き当てられたか、その対応付けが審査段階と審判段階とで変遷した点にある。なお、本稿では、本願発明の各構成要件に引用文献中のどの構成を対応させるかという認定を、便宜上「あてはめ」という。

引用文献 1 は、発電所排ガス中の二酸化炭素を炭酸ナトリウム溶液等の吸収液に吸収させ(プロセス a)、これを加熱脱着して二酸化炭素を貯蔵タンクに回収した上で(プロセス b。引用文献 1 は、この回収法により「高純度の二酸化炭素」が得られ、後続の膜電解プロセスに有益であるとする〔同[0019]〕)、そのガスをギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液の入った気液混合器にゲージ圧 0.8MPa(絶対圧換算で約 0.9MPa)で飽和するまで導入し(プロセス c)、得られた気液混合液を三室膜電解装置の陰極室で電解してギ酸を製造する(プロセス d 以下)方法を開示する。審査段階の拒絶理由通知は、このうちプロセス a の炭酸ナトリウム溶液(及び代替として記載されたアルカノールアミン溶液)を「吸収剤」と明示的に位置付けて拒絶の理由を構成した。本判決の認定によれば、拒絶査定は、この炭酸ナトリウム溶液又はアルカノールアミン溶液が本願発明の「吸収剤」に相当するとの認定に基づき、本願を拒絶すべき旨の判断をしたものである。

原告は、審判請求と同時にした本件補正により、請求項 1 の冒頭に「a)二酸化炭素を含むガス流を吸収剤と接触させることによって、…二酸化炭素を吸収して前記二酸化炭素が豊富な吸収剤を形成すること」との工程を追加した。これは、査定の前提たる「炭酸ナトリウム溶液等＝吸収剤」というあてはめを所与として、引用発明が吸収液から一旦熱脱着した高純度ガスを電解に供する構成であること(すなわちガス流と接触した吸収剤自体は陰極区画に導入されないこ

と)との差別化を明確化する趣旨の限定的減縮であった。

以下の前置報告書及び上申書に関する経過は、判決文の認定ではなく、評者が確認した包袋資料に基づく。前置報告書(令和6年4月26日)⁴は、プロセスcにおいて「二酸化炭素ガスが飽和に至る際に、陰極液への吸収が生じているといえる」として、気液混合器内の「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」(＝陰極液)を「吸収剤」とする新たなあてはめを初めて採用し、補正後請求項1の態様が引用文献1に含まれるとした。原告は上申書(令和6年7月24日)⁵でこの論理に詳細に反論するとともに、「二酸化炭素を含むガス流体は、二酸化炭素のガス全体積3%から90全体積%の間を含み」との限定を加える補正案を提示し、補正の機会が与えられるよう求めた。しかし審判合議体は、拒絶理由を通知することなく、前置報告書と同旨のあてはめに基づいて審決をした。

3 審決の要旨

審決(不服2024-2395、令和7年3月28日)⁶は、引用文献1の実施例2に基づき引用発明を認定した上、引用発明の「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」は本願補正発明の「吸収剤」に、「二酸化炭素貯蔵タンク9から供給された二酸化炭素ガス」は「二酸化炭素を含むガス流」にそれぞれ相当し、0.8MPa(審決はこれを約7.9気圧の高压と評価〔0.8MPaの単純換算値とみられる〕)の下で飽和するまで導入することは「吸収」に当たるとして、本願補正発明は引用文献1に記載された発明である(特許法29条1項3号)と判断した。その帰結として、本件補正は独立特許要件(17条の2第6項で準用する126条7項)に違反するとして159条1項で読み替えて準用する53条1項により却下され、補正却下後の本願発明(補正前請求項1)についても、同じく「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」を「吸収剤」とするあてはめに基づき新規性を欠くと判断されて、審判請求は不成立とされた。

4 取消事由

原告は、取消事由1として引用発明における「吸収剤」の認定の誤り(実体的違法)を、取消事由2として、審決が「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」を「吸収剤」に相当すると認定したことは「査定の理由と異なる拒絶の理由」(159条2項)に当たるにもかかわらず拒絶理由が通知されず、意見書及び補正書の提出の機会が与えられなかったという手続違背(159条2項・50条違反)を主張した。被告(特許庁長官)は、①拒絶査定も審決も引用文献1の実施例2に基づく同じ発明を引用発明とした新規性欠如の判断であり査定の理由と異ならない、②拒絶理由通知

の記載と摘示箇所を見れば当該混合溶液が「吸収剤」に相当し得ると理解できたはずである、と反論した。

第2 判旨——審決取消(本稿執筆時点で確定の有無は未確認)

裁判所は、事案に鑑み取消事由 2(手続違背)についてのみ判断し、その余の点を判断するまでもなく審決を取り消した。判示の要点は以下のとおりである。

(1) 引用文献 1 において、炭酸ナトリウム溶液又はアルカノールアミン溶液(プロセス a)と「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」(プロセス c)とは、「全く異なるプロセス及び目的で使用されており、同一のプロセスにおいて用いられる代替品や同等物といった関係にあるものではない」。

(2) その上で、次のとおり判示した。

「そうすると、『ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液』を吸収剤と認定して本願を拒絶することは原告に対する不意打ちとなるから、原告にその旨を通知して意見書の提出及び補正の機会を与えるのが相当であって、『査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合』(特許法 159 条 2 項)に該当するというべきである。そして、補正の機会を与えないという上記手続違背は、その性質上、本件審決の結論に影響を及ぼすものと解される。」

(3) 被告の反論①に対しては、「実施例は同じであっても、『吸収剤』に相当するものとして、炭酸ナトリウム溶液又はアルカノールアミン溶液であるとした発明と、『ギ酸及びギ酸ナトリウムを含む混合溶液』であるとした発明とでは発明の構成が異なるから、同じ発明を引用発明として判断したということはいけない」とした。反論②に対しては、拒絶理由通知の記載からは炭酸ナトリウム溶液等が「吸収剤」に相当すると認定したと理解するのが自然であり、二酸化炭素の回収に関する文献(甲 12・13)にも当該混合溶液は吸収剤として記載されておらず、それが吸収剤として一般的であるとの技術常識を認めるに足りる証拠もないから、「予期し得なかったとしても無理はない」として排斥した。

第3 評釈——判旨賛成

1 本判決の意義

本判決は、拒絶査定不服審判における特許法 159 条 2 項(50 条準用)の「査定の理由と異なる拒絶の理由」該当性につき、引用文献も、依拠する実施例も、適用法条(29 条 1 項 3 号)も査定

と同一でありながら、本願発明の構成要件と引用発明の構成との対応関係——いわば「あてはめ」——を変更した場合に、拒絶理由通知義務を認めた事例判断である。主引用例そのものを差し替えた場合に原則として通知を要するとした裁判例(後記知財高判平成 20 年 3 月 26 日)と方向性を共有しつつ、対比の内部構造の変更についても手続保障が及び得ることを示した点で注目され、審判実務、とりわけ前置報告書を經由する標準的な審判フローに対して重要な示唆を与える。結論・理由付けともに賛成である。

2 判断枠組み——拒絶理由の同一性は防御の実質で決まる

特許法 50 条は、拒絶の理由を通知し相当の期間を指定して意見書提出の機会を与えることを義務付け、これに連動して、出願人には同通知に対応する 17 条の 2 所定の補正の機会が認められる。これらの規定の趣旨が、拒絶の論理を事前に開示して出願人の意見陳述と補正による対応を可能にする点、すなわち不意打ち防止による手続保障にあることは異論をみない。拒絶査定不服審判は続審(158 条)であり、審理対象は査定の当否ではなく出願が特許を受けられるか否かであるから、審判段階で新たな拒絶の論理が現れること自体は制度上予定されており、159 条 2 項はまさにその場面で 50 条の保障を審判手続に引き直す規定である。

そうである以上、「査定の理由と異なる拒絶の理由」該当性は、適用条文や引用文献の形式的同一性ではなく、出願人が査定までの手続で当該拒絶の論理に対して防御する実質的な機会を有していたかという観点から判断されるべきことになる。裁判例も、主引用例を査定時と異なる刊行物に差し替えて判断する場合には、「出願人の防御権を奪うものとはいえない特段の事情がない限り」、通知を懈怠した審決手続は違法であるとしてきた(知財高判平成 20 年 3 月 26 日・平成 19 年(行ケ)第 10074 号⁷⁾)。主引用例が異なれば一致点・相違点の認定が異なり、これに基づく判断内容も異なるからである。他方、周知技術の例示文献の追加・差替え等については通知を不要とする判断も蓄積しており、限界事例の線引きは、出願人の予見可能性・防御可能性の実質評価に委ねられてきたといえる。

3 「あてはめの変更」が拒絶理由の同一性を破るという論理

新規性判断は、①引用発明の認定、②本願発明との対比、③一致点・相違点の確定という構造をとるが、①の引用発明の認定は、引用文献の記載から対比に必要な技術的事項を抽出・再構成する規範的作業であり、文献のどの構成を本願のどの構成要件に対応させるかという選択と不可分である。同一文献の同一実施例からでも、対応関係の取り方次第で「引用発明」は別

の技術的まとまりとして立ち現れる。本判決が、被告の同一実施例論に対し「発明の構成が異なるから、同じ発明を引用発明として判断したということとはできない」と応接したのは、引用発明の同一性を、文献・実施例という素材の同一性ではなく、対比構造の同一性において捉えたものであり、新規性判断の構造に即した正当な理解である。

本件に即していえば、査定の論理は「炭酸ナトリウム溶液等＝吸収剤」を軸に組み立てられ、原告の本件補正(ガス流と吸収剤の接触工程の追加)もこの軸を前提とした防御であった。審決が軸を「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液＝吸収剤」に組み替えた瞬間、原告が査定までに行った意見・補正は、いわば的の移動によって空振りとなる。防御の対象が入れ替わった以上、これを「同じ拒絶理由」と呼ぶことはできない。拒絶理由の同一性を主要な攻撃防御の対象のレベルで画する本判決の立場は、理論的にも支持できる。

4 不意打ち性を基礎付けた事情とその射程

本判決は、二つの溶液が引用文献1中で全く異なるプロセス及び目的に用いられ、同一の工程における代替品又は同等物の関係にもなく、さらに、新たに「吸収剤」とされた混合溶液が二酸化炭素の吸収剤として一般的であるとの技術常識も認められない(甲 12・13 参照)ことを、不意打ち性を基礎付ける事情として重視したものと解される。これらは本件の事実評価として示された事情であり、判決が一般的な判断基準として定式化したものとまではいえないが、通知の可否を左右する考慮要素の型を示すものとして参照価値がある。裏返せば、例えば同一プロセスの吸収剤として複数のアミン系溶媒が並列的に例示されているにすぎない場合に引き当てる物質を入れ替えるにとどまるときは、通常、出願人の予見可能性が高く、通知を要しないと判断される余地が大きいであろう(ただし、具体的な対比構造や従前の審査経過によっては別異に解され得る)。考慮の実質は出願人の予見可能性の評価にあり、当該混合溶液を二酸化炭素の吸収剤とみることが一般的でないことを示す技術資料(甲 12・13)が予見可能性の欠如を基礎付ける事情として機能した点は、実務上注目される。技術常識の内容そのものだけでなく、主張された対応関係を支える技術常識が認められないことを示す資料の提出も、不意打ち性の評価において重要となり得る。したがって本判決は、あてはめの変更一般について一律に通知を要求したものではなく、引用文献中の異なる構成を新たにクレーム要件へ対応させることにより引用発明の構成及び出願人の防御対象が実質的に変更され、かつ、その変更を従前の審査経過や技術常識から予測することが困難な場合に、159 条 2 項による通知を要するとした事例判断として理解するのが相当である。

5 前置報告書・上申書による事実上の反論機会は 50 条の保障を代替しない

実務的に最も重要なのは、本件では新たなあてはめが前置報告書において開示され、原告が上申書で詳細な反論と具体的補正案の提示までしていた、という経過である。判決はこの経過に言及しておらず(認定事実にも現れない)、以下は、判決理由ではなく、本件包袋資料に基づく評者の分析である。仮にこの経過を考慮してもなお、手続違背の結論は左右されない構造にあると考える。すなわち、前置審査における前置報告(164 条 3 項)は法定の報告ではあるものの審査官の意見にとどまり審判合議体の判断ではなく、他方、出願人の上申書は 50 条に基づく意見書ではない法定外の書面であって、これに対する合議体の応答義務も、17 条の 2 所定の補正の機会も生じない。50 条による拒絶理由通知・意見書提出の機会と、これに連動して 17 条の 2 により認められる補正の機会という二本柱の手続保障に照らせば、少なくとも、法定の補正の機会が与えられていない以上、前置報告書の送付と上申書提出の機会のみをもって、159 条 2 項・50 条による手続保障が充足されたとはいえない。本件では原告が上申書で補正案(二酸化炭素を含むガス流の CO₂ 濃度を 3~90 体積%とする限定)まで示して補正の機会を求めたにもかかわらず遮断されていた。「補正の機会を与えないという上記手続違背は、その性質上、本件審決の結論に影響を及ぼす」との判示は、少なくとも本件の具体的事情の下では、補正の機会の剥奪それ自体を審決の結論に影響し得る重大な手続違背と評価したものと理解できる。ただし、判決は、手続違背一般について、出願人が補正による拒絶理由解消の可能性をどの程度具体的に主張立証すべきかという一般的基準まで示したものではない。その限りにおいても、補正の機会の実質的保障を重視する判断として、手続保障の実効性の観点から支持できる。

6 補正却下と 50 条ただし書——補正前発明の拒絶との区別

本判決の制度論的含意は、審判請求時補正がされた事案の審決の構造に照らすと一層明瞭になる。ここでは、①審判請求時補正について独立特許要件違反(17 条の 2 第 6 項で準用する 126 条 7 項)を理由に補正を却下する判断と、②補正却下後の補正前発明(本願発明)について査定時と実質的に異なる理由により本願を拒絶する判断とを、区別する必要がある。①については、159 条 2 項後段による読替えの結果、50 条ただし書により、拒絶理由通知を経ない補正却下(159 条 1 項で読み替えて準用する 53 条 1 項)が制度上予定されている。他方、②についてまで、同ただし書により当然に通知義務が免除されるとは解し難い。本判決は、この両者の関係を一般論として明示したものではないが、少なくとも本件では、補正却下後の本願発明を査定時とは異なるあてはめに基づいて拒絶した点について、159 条 2 項・50 条による手続保障を要求したも

のと理解できる。合議体が新たなあてはめを①の独立特許要件判断の中で初めて展開し、補正却下を経て同一の論理で本願発明を拒絶するという経路をとれば、出願人は一度も法定の防御機会を得られないことになりかねないところ、上記の理解による限り、ただし書を経由した手続保障の空洞化は防止されることになる。前置報告書で新論理を示せば足りるという運用を許さない趣旨に帰着し、審判合議体には、前置報告書のあてはめを採用して審決しようとするときは、それが査定の対比構造を変更するものでないかを点検し、変更に当たる場合には 159 条 2 項の拒絶理由通知を発することが求められる。

7 実務への示唆

(1) 出願人側の対応として、第一に、拒絶理由通知・査定における「相当」認定(クレーム文言と引用文献記載の対応表)を経過全体を通じて管理し、審判段階・前置報告書段階でのあてはめの変遷を検出することが出発点となる。第二に、前置報告書で新たな論理が現れた場合の上申書による反論は引き続き有用であるが(合議体が通知を発する契機となり得る)、反論が容れられず通知なく審決に至ったときは、審決取消訴訟において手続違背(159 条 2 項・50 条違反)を主要な取消事由として、実体的違法と併せて主張することを検討すべきである。本件のように両者を併置すれば、裁判所は実体判断に踏み込まずに手続論のみで取り消すことができ、原告にとっても審判での補正機会を回復できる点で合理的な訴訟戦略となる。第三に、「不意打ち」評価を支えるための技術常識の立証(本件の甲 12・13)を準備することである。

(2) 差戻後の展望として、本判決が確定した場合には、審判官は更に審理を行うこととなり(特許法 181 条 2 項)、その拘束力(行政事件訴訟法 33 条 1 項)を踏まえ、合議体が「ギ酸とギ酸ナトリウムを含む混合溶液」＝「吸収剤」とのあてはめを維持して拒絶しようとするのであれば、改めて拒絶理由を通知する必要がある。原告には意見書に加え、上申書で予告した CO₂ 濃度限定等の補正の途が開かれる。もっとも、この補正案が新規性欠如を解消するか、また新規事項の追加禁止・明確性・サポート要件等を満たすかは別途の検討を要し、引用文献 1 の「高純度」という定性的記載から、同文献の二酸化炭素ガスの濃度が 90 体積%を超えるものと直接かつ一義的に導かれるかも争点となり得る。実体面では、本判決が判断を留保した取消事由 1、すなわち①ギ酸・ギ酸ナトリウム混合溶液(電解の反応媒体たる陰極液)が本願明細書における「吸収剤」概念(物理溶媒・化学溶媒等による CO₂ の捕捉)に包摂されるか、②0.8MPa という加圧下で「飽和するまで入れ」る操作をもって「吸収剤」による「吸収」といえるか、が改めて争点となる。さらに、査定・前置報告書段階では進歩性(29 条 2 項)も指摘されていたところ、本願発明

又は今後の補正後発明が、引用文献 1 の分離・回収工程を省略して不純物を含むガス流を直接利用する構成を明確に特定する場合には、同文献が高純度二酸化炭素の取得により精製工程の省略を図る発明であり、かかる構成はその目的に反するとの原告の従前の主張が、動機付け・阻害要因の評価として差戻審の中心的攻防となることが予想される。

8 むすび

本判決は、拒絶理由の同一性を、引用文献や適用法条の形式的同一性ではなく、本願発明と引用文献中の構成との対応関係及び出願人の防御対象の実質に即して判断したものと評価できる。同一の引用文献・実施例に依拠する場合であっても、従前とは異なる構成をクレーム要件に対応させることにより引用発明の構成及び出願人の防御対象が実質的に変更され、その変更を従前の審査経過や技術常識から予測することが困難であるときは、159 条 2 項による拒絶理由通知を要し得ることを示した点に意義がある。もっとも、本判決は事例判断であり、あてはめの変更一般について一律に通知義務を認めたものではなく、補正却下に係る 50 条ただし書と通知義務との関係について一般的な法理を明示したものでもない。その射程は、引用文献中の各構成の関係、従前の審査経過、出願人の予見可能性及び防御可能性を踏まえて慎重に捉える必要がある。その上で、本判決は、審判請求時補正への対応として引用文献中の構成の対応付けを変更することが少なくない審判・前置審査実務に対し、重要な手続的示唆を与える裁判例として評価できる。なお、本稿執筆時点(令和 8 年 7 月 19 日)において、上告及び上告受理申立ての有無を含め、本判決の確定状況は未確認である。前記 7(2)の差戻後の展望に係る記述は、本判決の確定を前提とするものであることに留意されたい。

注

- 1 特表 2021-516290 号公報。対応米国出願は米国特許出願公開第 2021/0047743 号明細書(US 2021/0047743 A1)。国際出願番号 PCT/NL2019/050134、優先権主張番号 EP18159946.5。
- 2 知財高判令和 8 年 7 月 8 日(令和 7 年(行ケ)第 10081 号)裁判所ウェブサイト。事実関係は同判決の認定及び本件包袋書類(拒絶査定不服審判・不服 2024-2395 に係る審判請求書、前置報告書、上申書、審決)により、本文中の判旨の鉤括弧引用は判決文の原文(認定事実につき 8～10 頁、判断につき 10～11 頁。頁数は判決書の頁付けによる)による。審判請求書・前置報告書・上申書・審決は、特許庁の経過情報照会により取得した書類の写しに依拠し、その頁は同書類の表記(P.1 等)による。拒絶理由通知書(甲 4)及び拒絶査定(甲 7)の原本は評者において未入手であり、その「吸収剤」認定の内容は判決の認定事実(判決 9 頁・認定事実イ)による。なお、審判請求書の記載によれば拒絶査定謄本の送達日は令和 5 年 10 月 10 日であり、令和 6 年 2 月 9 日の審判請求は特許法 121 条 1 項の 3 月の期間を超えるが、在外

者に対する職権による附加期間(同法 4 条)を考慮したものと考えられる(附加日数は包袋上未確認)。また、審決謄本送達(令和 7 年 4 月 15 日)に対する出訴期間は 30 日(178 条 3 項)に職権附加 90 日(同条 5 項。判決の摘示による)を加えたものであり、令和 7 年 8 月 13 日の提訴はその末日にされたものと解される。

- 3 中国特許出願公開第 102240497 号明細書(引用文献 1)。煙道ガスから二酸化炭素を回収し夜間電力を利用してギ酸を製造する方法及び装置に係る。「高純度の二酸化炭素」の取得に係る記載は同[0019]。審決が認定した引用発明は同文献の実施例 2([0036]・[0037])に基づき、実施例 2 において気液混合器内の二酸化炭素ガスの圧力は表圧(ゲージ圧)0.8MPa とされる。0.8MPa は約 7.9 標準気圧に相当するが、ゲージ圧を前提とすれば絶対圧は約 0.90MPa(約 8.9 標準気圧)となる。審決のいう「約 7.9 気圧」(審決 21 頁)は 0.8MPa の単純換算値とみられる。
- 4 前置報告書(令和 6 年 4 月 26 日作成、萩原周治審査官)。特許法 164 条 3 項に基づく法定の報告であるが、審査官の意見にとどまり、審判合議体を拘束するものではない。「陰極液への吸収が生じているといえる」との新たなあてはめを示した記載は同報告書 P.1。
- 5 上申書(令和 6 年 7 月 24 日提出、出願人・請求人)。前置報告書の要点の引用(P.1~P.2)、補正案(P.2~P.4。請求項 1 に「前記二酸化炭素を含むガス流体は、二酸化炭素のガス全体積 3 %から 9 0 全体積%の間を含み」〔原文ママ〕との限定を加えるもの)及び特許されるべき理由に係る反論(P.4~P.6)を含む。上申書は特許法 50 条に基づく意見書ではなく、法定の応答機会を構成するものではない。
- 6 不服 2024-2395 審決(令和 7 年 3 月 28 日、栗野正明審判長)。引用発明の認定は審決 16 頁以下、本願補正発明との対比・判断は 19 頁以下、補正却下の結論及び本願発明についての判断は 22 頁以下(いずれも交付書面の頁付けによる)。
- 7 知財高判平成 20 年 3 月 26 日(平成 19 年(行ケ)第 10074 号)裁判所ウェブサイト。拒絶査定における主引用例と異なる刊行物を主引用例として判断する場合には、原則として 159 条 2 項で準用する 50 条本文に従い拒絶理由を通知すべきであり、出願人の防御権を奪うものとはいえない特段の事情のない限り、通知を懈怠した審決の手続は違法であるとした。判例集掲載の有無は未確認。